第４回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Ｄグループ会議】
議　案

日　時：平成 22 年 10 月 21 日（水）午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
場　所：103 号会議室

《会議次第》

１　開　　会　　Ｄグループリーダー

２　議　　題

（１）前回のふりかえり【第７章　行　政（全４条)】・・・・・・１

（２）第８章　行財政運営の原則（全７条）について・・・・・・５

３　そ　の　他

４　閉　　会

（１）前回のふりかえり【第７章　行政（全４条）】について

（執行機関の役割と責務）

第３１条　執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

２　執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

３　執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【解　　説】

執行機関としての基本的な役割と責務について３項目を定めています。

（１）基本理念・基本原則及び制度に基づき、町民や議会と連携・協力してまちづくりの推進のため、町政を執行すること。

（２）条例・予算、その他議会の議決に基づく事務等で、適正に管理し執行すること。

（３）権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果をあげるとしています。

【検討した内容】

・役割と責務を明確に区別せず、同じ条文で規定した方が分かりやすいと考え規定。

・役場組織としての業務に関する規定であるので、行政という語句と区別する。

＜グループ検討内容＞

・第１項について、「制度」については除いてもよいのでは、法令等を意味するのか、同条例で規定した制度等を意味するのか不明である。

「制度」を記載するのであれば第１章総則の中で定義付ける必要がある。

●結果

・第１項については、「制度」において想定している内容を事務局に確認してもらい、次回の会議時に改めて検討しまとめることとする。

（執行機関の役割と責務）

第３１条　執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

２　執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

３　執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【事務局からの回答】

・職員プロジェクトとしては、本条例において定められた制度。（例：パブリックコメントなど）

【検討後の条文】

（町長の設置）

第３２条　町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

【解　　説】

町民が信託して別海町の代表として町長を設置することを再度定義しています。

※【信託】とは、信用して任せることと定めています。

【検討した内容】

・地方自治法で町長の設置は規定されているが、明確にするため本条例においても規定。

＜グループ検討内容＞

・「町長を設置します。」を第２５条と同様に「町長を置きます。」に改める。

（町長の設置）　　置きます。

第３２条　町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を~~設置します~~。

【検討後の条文】

（町長の設置）

第３２条　町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を置きます。

（町長の役割と責務）

第３３条　町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

２　町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

３　町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。

４　町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

【解　　説】

町長の役割と責務について定めています。別海町という行政を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げて別海町のまちづくりに取り組む役割と責任と義務を有することを定めています。また、職員を適正に指導監督し、的確な知識と能力を持った人材育成をする責任と義務についても定めています。

【検討した内容】

・行政としての役割と責務に人材育成を規定するべきと考えたが、それは町長の役割と責務であると考え、第３項に規定。

・町長自らも情報の提供・説明がある点を条例に規定すべきと考え第４項規定。

＜グループ検討内容＞

・第１項中、「別海町の代表として」については前条でも述べられているため削除する。あえて謳う必要はないのでは。

・第３項中、「行う」を「担う」に、「人材」を「職員」に改める。「人材」という標記だと対象がわかりにくいため「職員」に改める。

（町長の役割と責務）

第３３条　町長は、~~別海町の代表として~~町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

２　町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならならない。

担う　　**職員**

３　町長は、町政を~~行う~~ための知識と能力を持った~~人材~~の育成をしなければならない。

４　町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

【検討後の条文】

（町長の役割と責務）

第３３条　町長は、町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

２　町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

３　町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をしなければならない。

４　町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

（執行機関の職員の役割と責務）

第３４条　職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

２　職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

３　職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

４　職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

【解　　説】

執行機関の職員としての役割と責務を定めています。

職員については全体の奉仕者として常に町民の視点に立ち、必要な能力の向上に全力を挙げて職務を遂行する責任と義務がると定めています。

【検討した内容】

・職務に必要な能力だけではなく、自己の研鑽も規定すべきと考え規定しました。

・自らも町民のひとりであることも認識するといった文言を規定すべきと考えます。

・執行機関内部のことではあるが、横断的な連携によってより全体的な情報共有が　図られると考え、第４項を規定。

＜グループ検討内容＞

・草案のとおり、変更無し。

・提言された意見として、第１項中、「全体の奉仕者」について、よく使用される言葉であるが、具体的に何を行うのかわかりにくい。第４項について標記する必要の可否について。

【検討後の条文】

（執行機関の職員の役割と責務）

第３４条　職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

２　職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

３　職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

４　職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

（２）第８章　行財政運営の原則（全７条）について

（総合計画）

第３５条　行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

２　行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

３　行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

【解　　説】

計画的な行財政運営を行うため、総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいて政策を執行することを定めています。

また、別海町が定める他の計画の内容と総合計画の内容との整合を図り、総合計画との調整を図りながら進行管理を行うこととして定めています。

【検討した内容】

・この章は、具体的な行政運営の手法を規定するものである。地方自治法で既に規定されている制度もこの条例で規定することで、広く町民に行政の原則を理解してもらう必要があると考えます。

・総合計画は町の施策の最も基本となるものです。この計画に基づく行政運営が重要であることをこの章のはじめに規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

（行政評価）

第３６条　行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

２　行政は、行政評価の実施にあたって、町民参加による外部評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

【解　　説】

行政評価を制度として位置づけております。

また、外部評価を実施し、町が行う政策への反映に繋げのものと定めています。

【検討した内容】

・現在のところ、具体的に制度が確立されてはいないが、行政運営に求められている　制度であるため、規定し今後の具体的制度設計を図ります。

・制度を確立することの目的が分かりやすいよう規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

（財政運営）

第３７条　行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

２　行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

３　行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

４　行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

【解　　説】

総合計画に基づく予算編成と、中長期的な財政計画を図ることを定めています。

（１）財政状況を総合的に把握し、的確な分析のもと健全な財政運営を行うこととしています。

（２）総合計画・行政評価を踏まえ、予算編成を行うこととしています。

（３）総合計画と連動した財政運営を行い、中長期の財政計画を作成することとしています。

（４）財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成することとしています。

【検討した内容】

・財政運営に関しても、情報共有の面等からも原則として規定するべきと考えます。

・各項とも分かりやすい内容になるように、分けて規定しています。

＜グループ検討内容＞

（組織体制）

第３８条　行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

【解　　説】

社会経済情勢の変化や町政の課題に効率的かつ迅速に対応できるよう執行体制を確立することについて定めています。

【検討した内容】

・町長の役割にも同様の規定があるが、行政といった視点からも規定が必要と考えます。

＜グループ検討内容＞

（行政手続）

第３９条　行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

２　行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第２８号）で定めます。

【解　　説】

行政が行う許認可などのルールを定めることにより、町民の権利利益の保護を図ることを定めています。

※【別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第 28 号)】

【検討した内容】

・行政運営のうえでの遵守すべき制度であることから規定すべきと考えます。

＜グループ検討内容＞

（政策法務）

第４０条　議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

【解　　説】

政策法務について定めています。

※【政策法務】とは、政策の実現ために必要な条例や規則などの法整備を行うものです。地方分権の時代においては、地方自治体が自らの判断と責任において個性豊かな政策を実現するための条例や規則などを整備することがますます重要となっています。

【検討した内容】

・解説に述べているとおり、自治体にける政策法務は、地方分権・地域主権のなかで重要となっていることから、行政運営の原則の一つとして規定しています。

＜グループ検討内容＞

（危機管理）

第４１条　行政は、災害等の緊急時に対処するための計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

２　町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

３　町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

【解　　説】

危機管理について定めています。

町民の生命と財産を守ることは、行財政運営において重要な分野のひとつです。行政において計画的に危機管理にあたることを定めるとともに、危機管理を行ううえで、町民相互の連携を町民自身の行動規範として定めています。

【検討した内容】

・通常の行政運営とは異なるが、行政の担う分野であり、町民との協働（協力）も不可欠であるため規定するものと考えます。

・町民側の立場としても、行政と共に危機に対する意識を規定すべきと考え、第２項を規定。

＜グループ検討内容＞

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】Dグループ

第　　章　【　　】
第　　条　（　　）

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意　見　書】

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）